

概要版

豊明市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 平成26年度～平成35年度

平成 26 年3月

豊 明 市

目次

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置付けと役割	2

第2章 課題の抽出

第1節 ごみ排出量全体の課題	3
第2節 ごみ処理の課題	4

第3章 基本計画

第1節 計画の目的	6
第2節 施策の内容	8
第3節 目標達成時におけるごみ排出量・処理量	13
第4章 計画の推進	15

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

清潔で快適な環境の中で文化的な生活をすることは、住民すべての願いです。その中でも、とりわけ環境衛生行政は、住民にとって一日たりとも欠くことのできない重要な施策です。

廃棄物処理の基本原則は無害化・安定化・減量化等の処理を行い、生活環境に支障のない形で社会経済活動へ資源として循環させ、最終的に地球環境に還元することです。

近年、我が国においては、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」等が整備され、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に関する重要性が増し、処理体制も多様に変化しています。

さらに、平成25年4月1日には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行され、より一層、ごみの適正処理体制を整備することが必要となります。また、このような経緯から「ごみ処理基本計画策定指針」が改訂されています。

これらの法体系等のもと、ごみの発生排出抑制、リサイクルの促進を図り、循環型社会の実現を目指し、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域レベルにおいて対応していく必要があります。

豊明市（以下「本市」）においては、ごみの分別回収、資源回収事業の実施や、生ごみ堆肥化事業によりごみの減量化・資源化を推進してきているところです。また、一般廃棄物の中間処理については他の市町と一部事務組合を構成し、適正処理を推進しています。

このような活動を推進してきたこともあり、本市の過去10年間のごみ排出量については減少傾向にあります。さらなる廃棄物の減量化・資源化は重要な課題といえます。

今回策定する「ごみ処理基本計画」は、変遷するごみ処理の現状をかんがみ、また、ごみに関する様々な問題の解決に向け、必要となる施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画の策定をするものです。

第2節 計画の位置付けと役割

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物処理法第6条第1項で、「市町村は当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされた規定にもとづく「一般廃棄物処理計画」の一部です。

また、上位計画に豊明市の総合計画、環境基本計画があるほか、国の廃棄物処理基本方針、愛知県廃棄物処理計画、さらには広域処理している東部知多衛生組合で策定している一般廃棄物処理基本計画との整合性にも考慮した計画の策定が必要となります。

計画の位置づけを図1に示します。

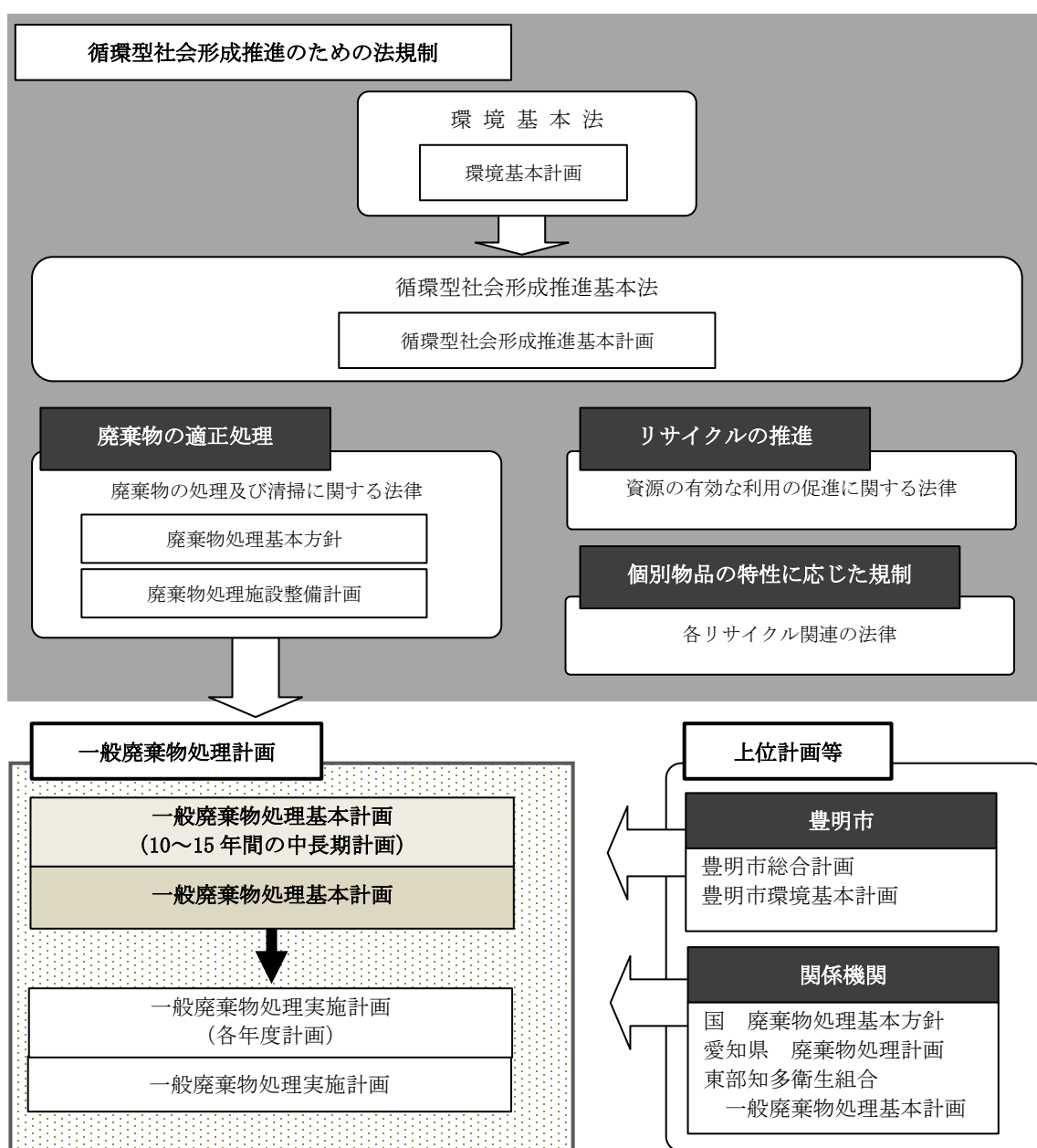


図1 本計画の位置づけ

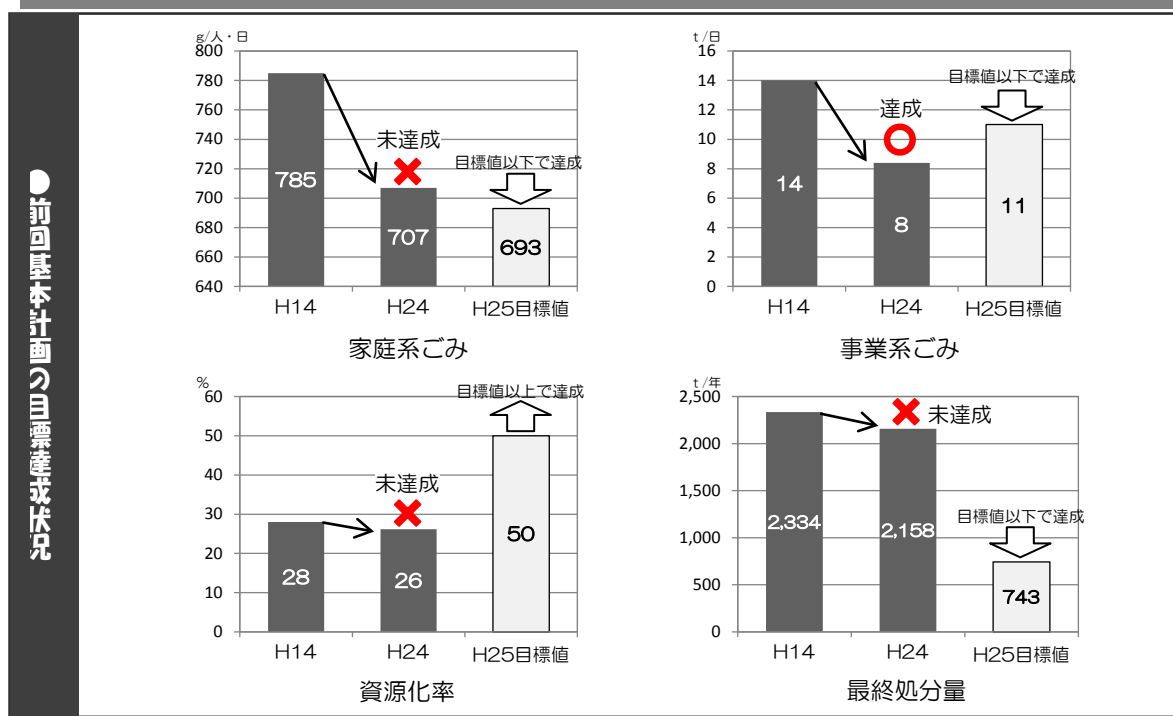
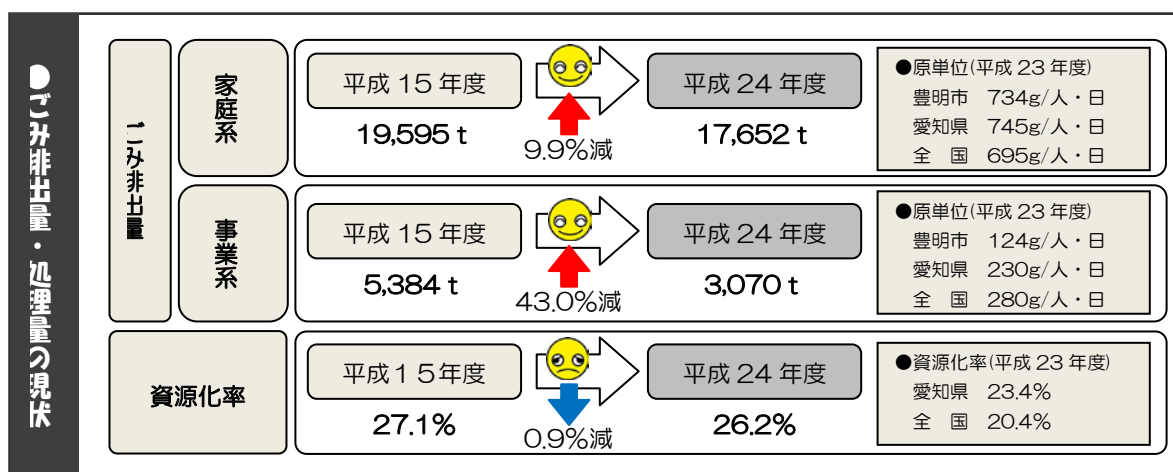
第2章 課題の抽出

第1節 ごみ排出量全体の課題

平成15年度から平成24年度の10年間の実績値を比較すると、ごみ排出量は減少の傾向にあります。これは、全国的な傾向であり、大量消費大量廃棄の時代から発生抑制が浸透した結果ともいえます。

家庭系ごみの排出量原単位は愛知県平均と比較して発生抑制ができていますが、全国平均と比較すると多くなっています。

一方で、事業系ごみは愛知県や全国平均と比較して、大きく発生抑制ができています。資源化率は、この10年間で減少してしまっていますが、過剰包装商品が少なくなったことや情報の電子化による古紙類などの発生抑制が一つの要因として考えられるため、問題があるとは一概にはいえません。また、愛知県や全国平均と比較しても高い数値となっています。



第2節 ごみ処理の課題

ごみ処理行政は単なるごみの適正処理という枠組みでなく、生活環境から地球規模の環境問題や全市民・全事業者参加のまちづくりにつながる問題として捉え、必要な施策を計画的に展開しなくてはなりません。

そのことを踏まえ、本市のごみ処理行政には、大きく3つの課題があると考えられます。以下に、3つの課題について本市の現状と問題点を整理し、今後の問題点解決への方向性を明らかにします。

課題① ごみの減量・リサイクルの推進

●発生抑制 (リデュース)	家庭系	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみの排出量は、本市も全国的にも減少傾向であり、原単位で見ると愛知県平均よりは発生抑制できているものの、全国レベルで見ると比較的高くなっています。 生ごみ堆肥化処理機器設置に対する補助が休止中です。 EM ほかしの無料配布を継続する必要があります。
	事業系	<ul style="list-style-type: none"> 排出量は許可収集ごみ、直接搬入ごみともに大きく減少しています。 本市の事業系ごみは、全国レベルでいうとかなり少ないといえます。 今後とも、経済性とのバランスを考慮しつつ排出抑制していくことが必要です。 多量排出事業者に対して「事業系一般廃棄物減量化計画書」の提出を要請していく必要があります。
●再使用 (リユース)	家庭系	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果より、不用品の再使用の実施率や市の不用品登録制度の認知度は低い状態にあります。 リサイクルショップの活用、現在実施中の不用品登録制度の周知徹底など、積極的に再使用が行える体制を構築することが必要となります。
●再生利用 (リサイクル)	家庭系	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20～24 年度の 5 年間で資源化率は年々減少しています。 生ごみの堆肥化事業は、回収地区を拡大した平成 21 年度以降の回収量が減少に転じています。 子供会などの集団回収団体数は、この 5 年間で 26 団体と一定です。 平成 24 年度可燃ごみの組成調査では、資源化物が 12.5%含まれているため、回収率の向上を図る必要があります。 また、生ごみも全体の 25.3% (生ごみ収集地区外の調査結果) を占めており、収集地区外における自発的堆肥化や発生抑制が課題です。 家庭系廃食用油や使用済小型家電の回収を開始しているものの、アンケート調査結果を見ると認知度が低いため、市民へ周知が必要です。 生ごみの収集量は減少しており、回収地区内の方の意識向上のために啓発が必要です。
	事業系	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの中には資源として分別できるものも含まれている可能性があります。 平成 18 年 11 月より実施中の事業系資源ごみ拠点回収を推進するする必要があります。

課題② ごみの適正処理の推進

<p>●収集運搬システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託や広域化による収集効率の向上を図る必要があります。 ・アンケート調査結果では、資源ごみ回収回数を増やしてほしいという意見があることから、見直しを行い必要に応じて回収回数を増やす検討をする必要があります。 ・収集作業の効率・安全性、まちの美観、適正処理を推進するためにも、排出マナーの改善が必要となります。マナーの悪い地域の特定及び指導が必要です。 ・今後、さらなる高齢社会が見込まれることから、ごみ行政もこれに対応していくため、高齢者や障がい者のためのごみの出しやすい環境を整備することも必要です。 ・最もバランスのとれた収集運搬システムを構築するためにも、現在の収集頻度及び収集方式が市民にとって妥当であるかどうかをアンケート調査や広報・市ホームページによる意見募集等で把握することも必要です。
<p>●中間処理・最終処分システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組合焼却施設について、平成 31 年度稼働を目的に更新施設の建設が予定されています。このことから、更新施設稼働に合わせて、組合と連携した中間処理体制の整備が必要となります。 ・市として焼却効率向上のために、水切りによる水分低下を目指します。また、熱エネルギーを回収し、代替エネルギー源として有効に利用することはきわめて重要であるため、更新施設においても積極的に熱エネルギーの有効利用を図る必要があります。 ・最終処分対象量の減容化を図るために溶融施設を整備し、溶融スラグ、メタルの再資源化を図る必要があります。 ・組合所管の葎野最終処分場は平成 14 年 5 月に埋立終了しており、現在アセック及び民間処分場に処分委託している状況より、現有処分場の延命化、並びに平成 27 年度稼働予定の新最終処分場の早期整備が必要となります。
<p>●その他適正処理システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共処理システムで処理が困難で不適当なものは、市民・事業者に出出抑制の PR を行い、製造・販売事業者責任のもと、民間での適正処理（不法投棄防止）を要請・構築していく必要があります。 ・近年、在宅医療の普及に伴い、注射器、点滴バッグ等が一般家庭からも多く排出されるようになってきており、ごみ収集時に針刺し事故等が発生している例がみられます。これら家庭系医療廃棄物の処理の検討も必要です。 ・東海豪雨や火災による建物・家財道具等の災害ごみが搬入されており、東海大地震の予想地域に入っているため、災害時のごみの適正処理体制確保のための検討が必要です。

課題③ 低環境負荷で快適・効率的なシステムの構築

<p>●環境への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみや身の回りの自然といった身近な環境問題をきっかけとし、関心と行動を促すような環境教育を推進していく必要があります。 ・アンケート調査より、30 運動は半数近くの方が知っていて参加したことがあると回答しています。引き続き市民と協働で進めていく必要があります。 ・地球温暖化問題に対応するために、現状の温室効果ガス排出状況を把握するとともに、エネルギー利用においても低炭素社会への貢献を目指す必要があります。
<p>●計画推進のための組織の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の計画推進体制は、先に挙げた「ごみ減量・リサイクルの推進」及び「ごみの適正処理の推進」という課題全体を見据える機能をもった組織であることが必要です。そのために、人的投資として、計画推進管理体制を充実させることが必要不可欠です。 ・これは、単に、環境課の充実を指すだけではなく、関係者の役割を明確にし、行政内の他の部署との連絡調整や市民・事業者の独自体制や協議会のような相互の協力体制を指します。
<p>●施設建設計画及び資金運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間における処理・資源化事業費は多額となることから、市財政に占める位置付けを明確にし、関係者の合意を得ながら、円滑な事業運営の推進を図る必要があります。また、清掃事業費の伸びを抑えるため、常に処理システムを見直し、財政支出の合理的運用を図る必要があります。 ・計画期間内において、減量施策を実施してもなお、減量目標が達成できない場合は、家庭系ごみの有料化の検討をする必要も考えられます。
<p>●新たなごみ処理体制の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設の灰溶融による資源化や小型家電のリサイクルなど新たな処理技術に対応し、適時適切に取り入れていく必要があります。 ・市指定のごみ袋について、ごみ量・質の変化等により市民から規格の変更要望もあるため、ごみの量・質の変化に対応していくためにも見直しを検討する必要があります。

第3章 基本計画

第1節 計画の目的

基本理念

『 3Rを推進し適正なごみ処理から目指す資源循環社会 』

ごみそのものの発生を抑制し、排出されるごみに関しては資源としてとらえ、再使用や再資源化を進めるとともに、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境への負荷の少ない循環型社会システムの構築を目指します。

基本視点

- 主体性のある計画
国、県、その他の関連する諸計画との整合性を図り、本市の特性を、加味する。
- 市民・事業者・行政連携の計画
市民のニーズと協力のもとに、市民が主体となって推進し、また、市民・事業者・行政間の連携を図る。
- 実行性・実現性のある計画
循環型社会を構築するために実行性と具体性を持たせる。
- 現状の問題点に対応した計画
本市が抱える具体的な問題点の解決に直結する。

基本方針

1. リデュース・リユース・リサイクル(3R)の推進
2. 環境保全に配慮した安全で適正なごみ処理の実施
3. 環境に配慮した快適で効率的なごみ処理社会の構築

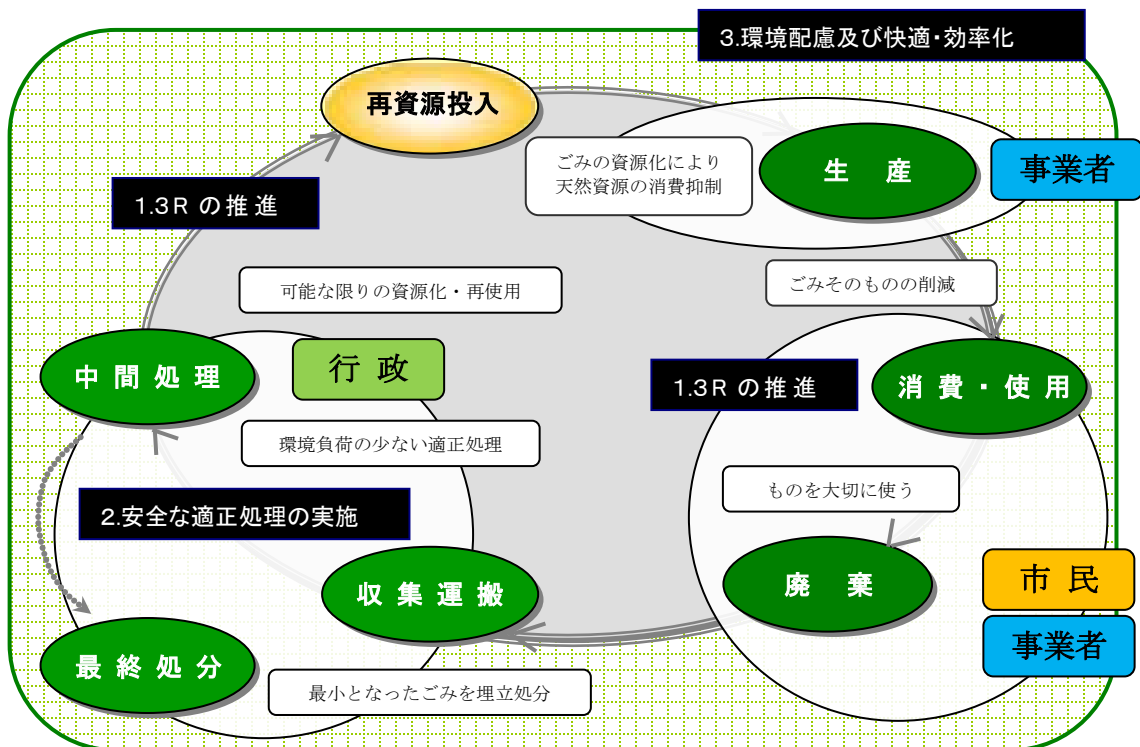


図2 環境低負荷型・循環型社会の構築の概念図

計画期間

平成 26 年度～平成 35 年度の 10 年間

計画収集区域

本市全域を対象

基本目標

① 1 人 1 日当りの排出量を現状(平成 24 年度)から 10%以上減量

家庭系ごみ 707 g/人・日 ⇒ 632 g/人・日 (11%)

事業系ごみ 123 g/人・日 ⇒ 122 g/人・日 (1%)

(事業系ごみ年間排出量 3,070 t/日 ⇒ 2,997t/日 (2%))

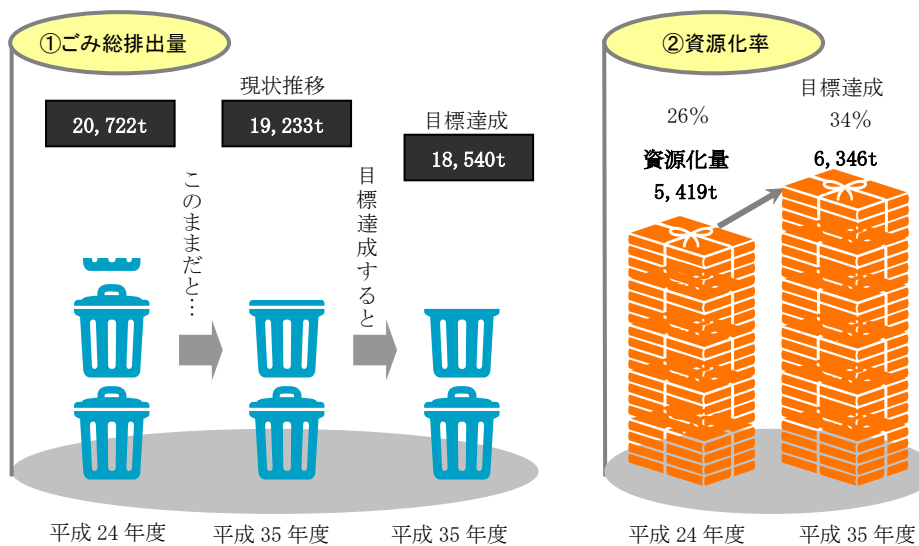
② 資源化率を現状(平成 24 年度)の 26%から 30%以上に向上[※]

資源化率(集団回収含む) 26%⇒34%

③ ごみの最終処分量を現状(平成 24 年度)から 70%以上減量[※]

最終処分量 2,158 t/年 ⇒ 608 t/年 (72%)

※資源化率及び最終処分量は、東部知多衛生組合における施設整備が整った場合の値



第2節 施策の内容



施策 1 リデュース・リユース・リサイクル(3R)の推進

基本方針

ごみそのものの削減を基本とし、排出されたごみに対しては可能な限りの資源化を行います。

1) 発生抑制(リデュース)

市民	▼1: 生ごみ堆肥化容器・処理機の使用	各家庭で発生する生ごみを排出しないために生ごみ処理容器・処理機を購入し、自家処理します
	▼2: EMぼかしの利用	生ごみの減量・再資源化のためにEMぼかしを利用します。
	▼3: エコ・クッキングの推進	各家庭の台所から発生するごみの量を少なくするため、よりごみの出ない調理方法を実践します。
	▼4: マイバックの持参	マイバック(買い物袋)等を持参し、過剰包装の抑制、レジ袋の減量を図ります。
	▼5: 過剰包装商品の購入自粛	過剰包装商品の購入を控え、詰め替え品やリターナブル容器の購入を促進します。
事業者	▼6: 過剰包装商品の製造・販売自粛	無駄な包装等をしない商品を製造、販売します。
	▼7: レジ袋有料化の実施	レジ袋を有料化し、不要な袋の発生抑制をします。
	▼8: 事業系一般廃棄物減量化計画書の提出	一定規模以上の事業所は「事業系一般廃棄物減量化計画書」を提出し、減量目標を達成するよう努力します。また、中小規模事業所も同計画書の自主的な作成を行います。
行政	▼9: ごみ処理の有料化検討	ごみ排出量の削減を図るため、必要に応じてごみ処理の有料化を検討します。
	▼10: 生ごみ堆肥化容器・処理機の補助事業	生ごみ収集地域以外の地域は燃えるごみとして排出されていることから、現在休止中の生ごみ処理容器・処理機の補助事業について、再開を検討します。
	▼11: 具体的な発生抑制につながるPR活動	広報、パンフレット、説明会、イベントなどを通じ、「ごみを減らさなければいけない理由」や「ごみの現状・問題点」などの情報を明確に伝え、ごみに関する問題意識を共有化します。「ごみとなる不要なものは購入しない、再使用を心がける、ごみは正しく分別し排出するライフスタイルの実践・定着」を誘導します。
	▼12: ITの活用による効果的な情報の提供	市のホームページの充実を図り、簡便な方法による市民の声への素早い対応や適切で効果的な情報の提供に努めることで、市民のごみ減量意識の高揚を図るとともに、Eメール活用により、市民の疑問へ速やかに回答します。
	▼13: 環境教育の充実	ごみや身の回りの自然といった身近な環境問題をきっかけとし、関心と行動を促すような環境教育を推進していきます。小中学校においては、平成14年よりの「総合的な学習の時間」に、暮らしとごみのつながりやごみが環境に与える影響、そしてリサイクルの流れなど体験型学習を重視したカリキュラムを組むように配慮します。また、学校だけではなく、大人から子供まで恒常的に環境学習を受けることができる生涯学習の場の創設を検討します。
	▼14: 事業系一般廃棄物減量化計画書の提出要請	事業者に対し「事業系一般廃棄物減量化計画書」の提出の要請や事業者団体との協議及び協力要請を積極的に実施していきます。
	▼15: 各種団体とのパートナーシップ	行政が仲介役として商業団体や消費者団体、NPO団体との協議や連携を進め、ごみ減量やリサイクル利用を促進するため、グリーンコンシューマー活動※の普及を図ります。

※グリーンコンシューマー：買い物をする際に「必要なものだけ買う、ごみになるものは買わない、使い捨て商品は避け、長く使えるものを選ぶ、環境対策に積極的な店やメーカーを選ぶ」等を念頭において行動する消費者のこと。

2) 再使用 (リユース)	
市民	▼1: リサイクルショップ・ネットオークション等の活用 家庭内で不用になったものはリサイクルショップやネットオークション等を活用して再使用します。
	▼2: 不用品登録制度の活用 市で実施している不用品登録制度を利用して、いらなくなったものを再使用します。
事業者	▼3: 商品の長寿命化 使い捨て商品でなく何度も修理できる商品をつくる努力をします。
行政	▼4: 市民参加型イベントの開催 市主催の説明会など市民参加型の啓発イベントを開催し、再使用を促進します。
	▼5: 不用品登録制度の推進 不用になった物でもまだ使用できる物を譲ったり、譲ってもらったりする情報コーナーを継続的に実施し、積極的に市民に周知していきます。
	▼6: 学生服や自転車などのリユース促進 学生服や自転車などリユースしやすく、需要のあるもののリユース促進を検討します。

3) 再生利用 (リサイクル)	
市民	▼1: 資源ごみの分別徹底 現状では、資源ごみが燃えるごみや不燃ごみの中にも含まれていることから、分別排出を徹底します。特にプラスチック製容器包装や紙製容器包装は分別が分かりづらいため、注意して排出します。
	▼2: 生ごみの分別収集 現状では、生ごみが燃えるごみの中にも含まれていることから、分別排出を徹底します。
	▼3: 子供会による集団回収への参加 子供会において古紙類、紙製容器包装、布類の回収が実施されており、積極的に参加します。
事業者	▼4: 資源ごみ回収協力店による資源回収推進 現在、資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、食品トレイや牛乳パックなどを資源ごみ回収協力店舗において拠点回収しています。今後、回収制度の強化を図るとともに、資源ごみ回収協力店舗の利用を消費者に推奨し、資源の回収拠点となる店舗数及び回収品目の拡大を目指します。
行政	▼5: 資源ごみ分別方法の周知 分別精度及び回収率の向上を図るため、説明会の実施や分別表・広報・市ホームページなどにより、市民へ分別の周知徹底を行います。また、分かりやすく分別方法を記した分別マニュアル(仮称)の作成・配布するとともに分別マニュアルのビデオを活用していきます。
	▼6: 行政回収団体及び子供会への支援 現在、資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、資源を自主回収する団体に対して奨励金を交付しています。今後も継続し、更なる資源化を図っていきます。さらに、その他の資源物についても資源として回収するため、集団回収奨励制度の対象品目の検討を行います。また、広報や市ホームページによる集団回収に関する情報の定期的な掲載等により、積極的な支援を行います。
	▼7: 使用済小型家電のリサイクル 平成24年度から使用済小型家電、平成25年度からパソコンを拠点回収・リサイクルしており、引き続き回収を実施するとともに、市民への周知徹底を図ります。
	▼8: 廃食用油のリサイクル 平成20年度から廃食用油の拠点回収・バイオディーゼル燃料化を実施しており、引き続き回収を実施するとともに、市民への周知徹底を図ります。
	▼9: 粗大ごみ解体による資源分別の継続 現在、清掃事務所において、収集した粗大ごみから資源として金属類を解体分別収集しています。今後も引き続き、金属類を資源として解体分別を実施します。

施策 2 環境保全に配慮した安全で適正なごみ処理の実施

基本方針

排出されたごみに対して、可能な限り環境負荷が少ない、適正な処理を基本とします。

1) 収集・運搬システムの適正化

行政	▼1: 収集・運搬方法の適正化 計画収集区域は豊明市全域とし、市ホームページや広報等の意見募集等による市民の意向を勘案しつつ、分別区分や収集頻度、収集形態の見直しなどを行い、収集運搬方法の適正化を図ります。
	▼2: 適正排出指導の実施 ごみ出しマナーの悪い排出者に対して適正排出に向けての指導を行うほか、多量排出事業者に対しても減量のための指導を行います。
	▼3: ごみステーションの適正な管理の促進 各家庭からのごみの排出と市による収集の接点として重要な位置を占めるごみステーションの設置・維持・管理に関して、市民と市がともに責任をもって、清潔・安全かつ適正なごみステーションの管理体制の維持を図っていきます。
	▼4: 自力でごみ出しの困難な市民への支援の検討 これからは、更なる高齢社会が見込まれることから、高齢者や障がい者のためのごみの出しやすい環境を整備する必要があります。そこで、本市では、自力でごみ出しをすることが困難な市民に対して自宅玄関先まで訪問収集するなどの支援策を検討します。

2) 中間処理システムの適正化

行政	▼1: 新たな中間処理施設の整備 減量化・資源化を考慮したごみの適正処理体制の構築を展望し、資源・エネルギーの再使用・有効利用、並びに徹底した最終処分量の減量・減容化を図るため、次の施設について東部知多衛生組合及び組合構成市町とともに検討します。 ①焼却+灰溶融施設・ガス化溶融施設（焼却・溶融→減量・減容・余熱利用・再使用） 処分対象量の減量・減容化を図るために、東部知多衛生組合において灰溶融施設を整備し、溶融スラグ、メタル、溶融飛灰の再資源化を図ります。 ②粗大ごみ処理施設（破碎・選別→減量・減容・再使用） 処分対象量の減量・減容化を図るために、東部知多衛生組合において粗大ごみ処理施設を整備し、資源化物の再資源化を図ります。
	▼2: 中間処理に伴うエネルギー回収・利用 更新する焼却施設において積極的に熱エネルギーの有効利用を図ります。
	▼3: 環境保全対策の継続 環境保全対策については引き続き適正に維持管理していきます。また、現有施設の更新時にも今後、ますます強化される規制基準等を遵守できる公害防止設備を備えるものとし、稼動に際しては、規制物質等を定期的にモニタリングすることにより、二次公害防止に努め、地域住民の生活環境の快適性を図ります。



3) 最終処分システムの適正化

行政	▼1: 適正な最終処分
	最終処分場は、自区内処分の原則から、東部知多衛生組合構成地域内での計画的な処分場の確保を図り、生活環境に影響の少ない処分場整備の研究・検討を東部知多衛生組合及び組合構成市町とともにしていきます。以下に最終処分の方法について示します。 ①最終処分の対象物 組合の最終処分の対象としては次のものを想定します。 ・焼却施設から発生する焼却残渣 ・粗大ごみ処理施設から発生する破碎不燃物 ・粗大ごみ処理施設での処理が困難な不燃物 ②最終処分の方法 灰溶融施設等の焼却残渣再使用のための施設が整備されるまでの間は、上記のすべてを埋立処分とし、溶融施設が整備された後は、溶融処理が困難な廃棄物のみ埋立処分とします。
	▼2: 新たな最終処分場の整備

東部知多衛生組合において新たな最終処分場を整備します。

4) その他の処分システムの適正化

行政	▼1: 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処
	タイヤや消火器をはじめとする適正な処理が困難な廃棄物や、医療系ごみ、水銀等の人体や環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある廃棄物については、市としては収集処理を行わないものとしますが、その適正な処理方法についての周知を図っていきます。
	▼2: 災害ごみの対応

本市は、平成 14 年 4 月に東海地震の地震防災対策強化地域に指定されていることから、災害時の衛生環境の確保を目的に廃棄物の分別、一時集積場所、可燃ごみ・がれき・し尿の処理など適切な廃棄物処理体制の整備に努めます。



施策 3 環境に配慮した快適で効率的なごみ処理社会の構築

基本方針

不法投棄の防止や地球温暖化への配慮をし、さらに効率的な体制を検討していきます。

1) 環境保全の監視

市民	▼1:ごみ問題への意識向上 各町内単位でごみの分別・減量やリサイクル、環境美化・不法投棄防止等に対して1人1人が積極的に取り組み、地域での理解拡大を目指します。
	▼2:イベントや講演会への参加 ごみ問題を取り上げたイベントや講演会などに参加します。
	▼3:530運動への参加 市民のごみに対する認識を高め、快適で住みよい街づくりを目指すため、毎年5月末の日曜日に市内一斉に実施します。
行政	▼4:不法投棄防止のためのパトロールの実施 不法投棄の防止や回収を行うためにパトロールを実施します。
	▼5:530運動の展開 市民のごみに対する認識を高め、快適で住みよい街づくりを目指すため、毎年5月末の日曜日に市内一斉清掃を実施します。
	▼6:地球温暖化防止への配慮 収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階で温室効果ガスが発生することから、収集・運搬については本市が、中間処理・最終処分については東部知多衛生組合が現状を把握し排出量削減に向けて努力します。

2) 計画推進・管理システムの効率化

行政	▼1:行政関連部署との連携 行政において、ごみ処理行政の担う役割は大きく、適正かつ効率的なごみ処理を遂行することは重要な行政目標のひとつと位置付けられます。他の関連部署の連携、協力、理解を得ながら、円滑に事業の推進を図ります。
	▼2:拡大生産者責任の導入促進 現在施行されている容器包装リサイクル法などの制度においては、収集・運搬にあたる行政の負担が大きくなっています。そこで、ごみの発生源である事業者に対して、リサイクル対象物の収集・運搬・資源化などにおいて拡大生産者責任を課し、事業者のリサイクル促進の取り組みを促す制度について研究・検討を行います。
	▼3:全体としての調整役の推進 市民・事業者・行政の3者協働を図るためには、全体の調整役となる行政の役割が非常に重要です。廃棄物処理に関しては計画や目標を設定し、市民に対しては情報公開や環境教育、活動支援などを行い、事業者に対しては事業系一般廃棄物のごみ減量計画書に基づく指導や活動支援などを行うといった幅広い役割を果たし、さらには市民・事業者・行政がともに協働する体制を整備することにより、資源循環型社会の一層の推進を図ります。
	▼4:財政支出の合理的運用 計画期間における処理等事業費は多額となることから、財政に占める位置づけを明確にし、関係者の合意を得ながら、円滑な事業運営の推進を図る必要があります。また、経常経費の伸びを抑制するため、施設更新時にはPFI方式の導入など、財政支出の合理的運用を検討します。また、減量施策を実施してもなお、減量目標が達成できない場合は、家庭系ごみの有料化の検討を行います。
	▼5:新たなごみ処理技術への対応 近年、複雑化するごみの処理に対応して、再生利用や環境に負荷をかけない適正な処理を重視した様々な技術革新が行われています。それらの新たなごみ処理に関わる技術開発について、情報の収集と調査研究を進めます。

第3節 目標達成時におけるごみ排出量・処理量

減量目標が達成された場合（減量目標達成ケース）のごみ排出量の推計を図3及び表1に示します。計画目標年度（平成35年度）には、ごみ排出量が約18,540t/年となるよう努力します。

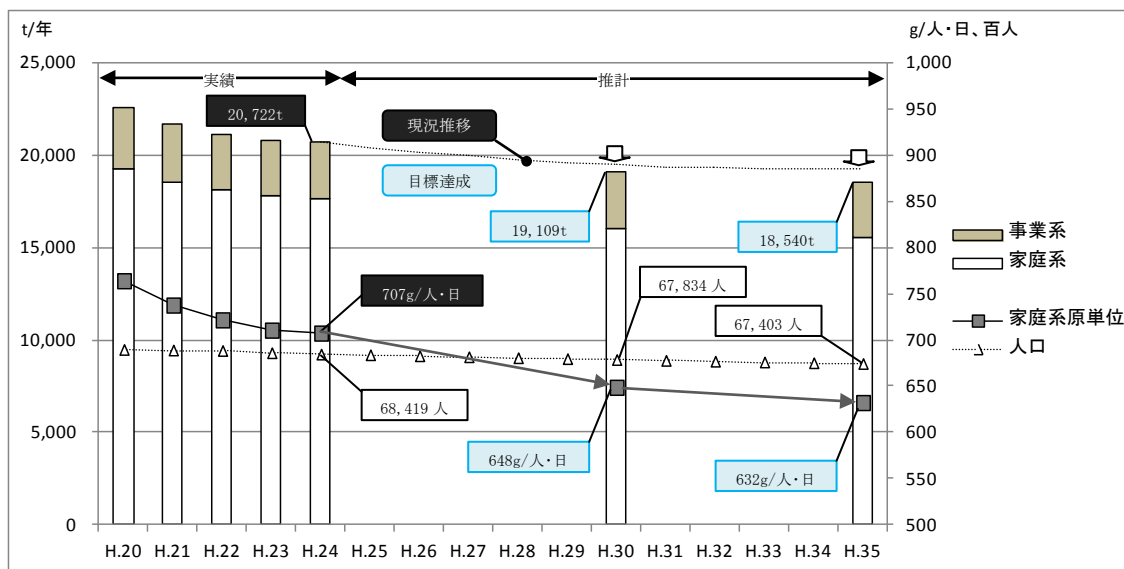


図3 目標達成時におけるごみ排出量及び家庭系ごみ原単位

表1 目標達成時におけるごみ排出量及び家庭系ごみ原単位

項目	平成24年度 (実績値)	平成35年度(推計値)			
		現状推移 ケース	平成24年度 に対する増 加度(%)	減量目標達 成ケース	平成24年 度に対する 増加度(%)
人口(人)	68,419	67,403 (-1.5%)			
家庭系原単位(g/人・日)	706.9	654.8	-7.4	631.8	-10.6
家庭系ごみ(t/年)	17,652	16,110	-8.7	15,543	-11.9
事業系ごみ(t/年)	3,070	3,122	1.7	2,997	-2.4
総排出量(t/年)	20,722	19,233	-7.2	18,540	-10.5

また、減量目標が達成された場合（減量目標達成ケース）の処理量の推計を図4及び表2に示します。焼却量、最終処分量及び資源化率はそれぞれ 13,300t/年、608t/年、34%となります。

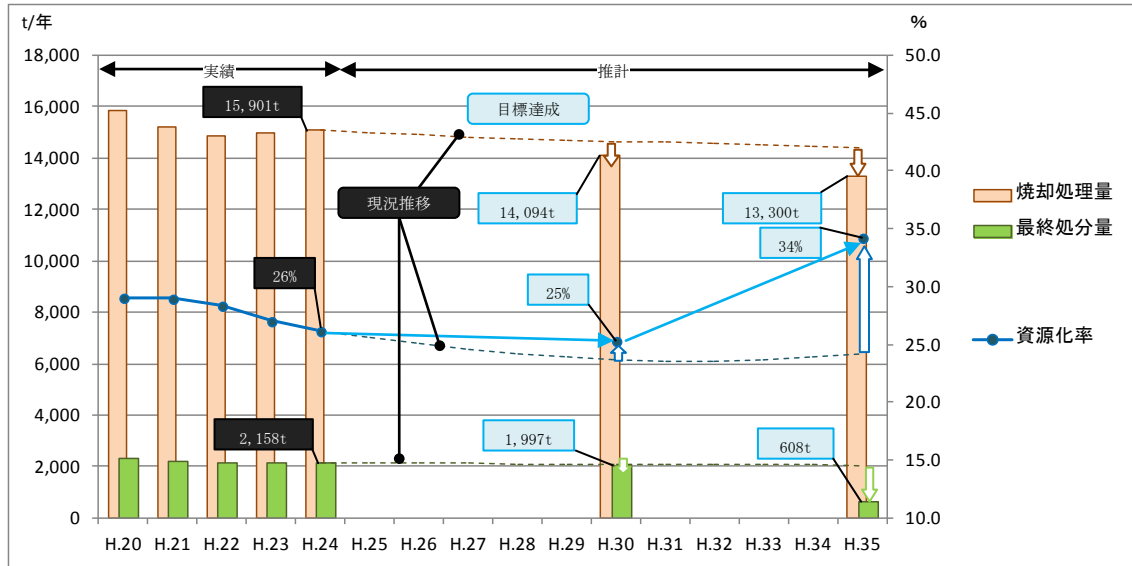


図4 目標達成時におけるごみ焼却量及び最終処分量、資源化率

表2 目標達成時におけるごみ焼却量及び最終処分量、資源化率

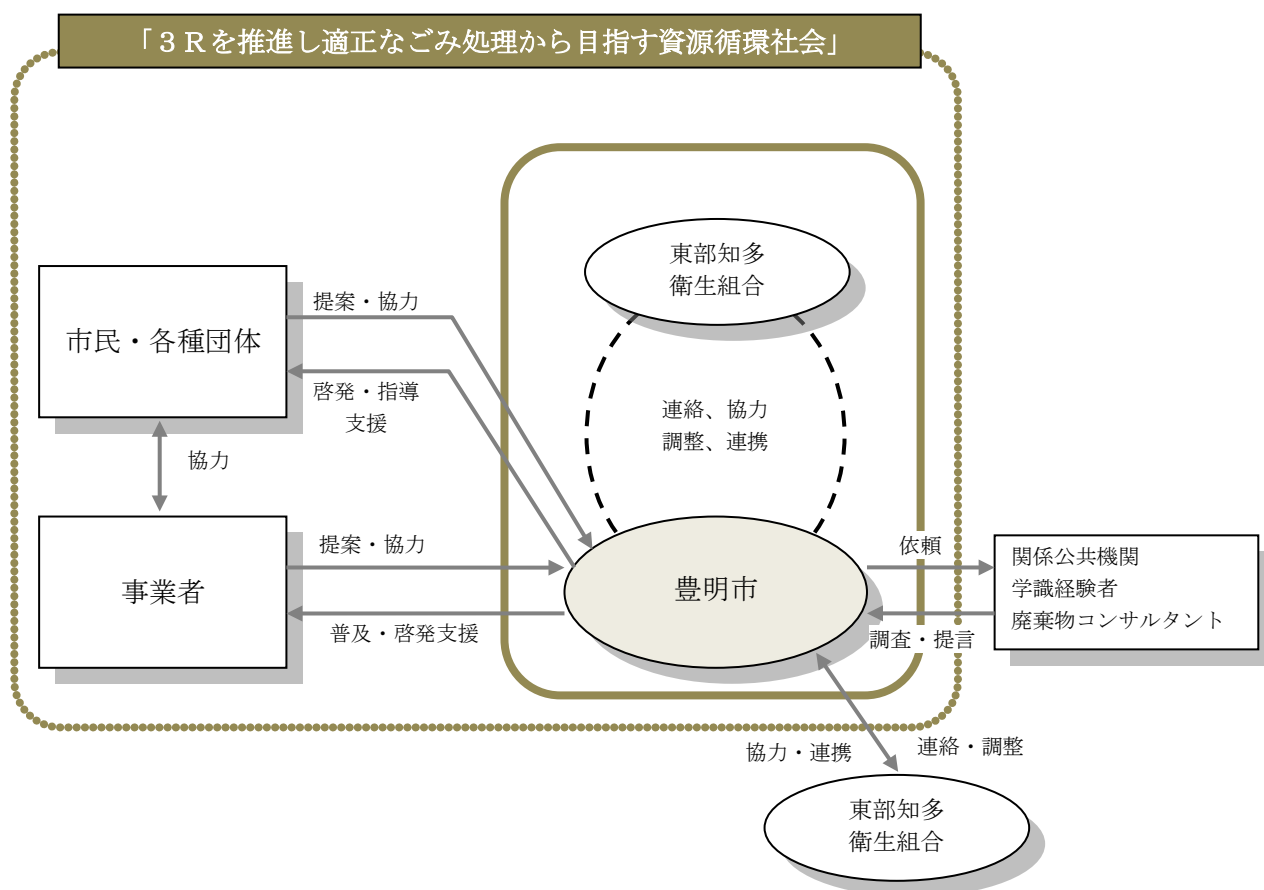
項目	平成24年度 (実績値)	平成35年度 (推計値)			
		現状推移 ケース	平成24年度 に対する増 加度 (%)	減量目標達 成ケース	平成24年 度に対する 増加度 (%)
焼却処理量 (t/年)	15,901	14,405	-9.4	13,300	-16.4
最終処分量 (t/年)	2,158	2,042	-5.4	608	-71.8
資源化率 (%)	26.2	24.1	-	34.2	-

第4節 計画の推進

本計画は、ごみの減量と排出されたごみを最大限に資源化するとともに、可能な限り環境負荷の少ない処理を基本方針とし、「3Rを推進し適正なごみ処理から目指す資源循環社会」を基本理念としています。

この基本理念を達成するためには、これまでの行政主体のごみ処理の在り方ではなく、市民と事業者も一体となった取組みが必要です。このため、市民・事業者・行政が本計画の基本理念や基本目標、ごみ処理の現状などを共有化し、連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要となってきます。また、計画を推進するにあたって、施策の展開と達成状況を点検・評価する仕組みが必要となります。

また、計画実施状況や見直し内容などを広報や市ホームページを活用して広く市民・事業者公表し、意見を今後の施策に積極的に反映させていきます。以下に、計画管理及び実施の概念を示します。



豊明市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
(概要版)

平成 26 年 3 月

発行 豊明市

企画 豊明市経済建設部環境課